

4 復職・再就職を考える

① ▶ 医療機関のソーシャルワーカー

病気の状態や生活上の悩み事を相談するだけでなく、就労についての助言、会社等との連絡・調整などをしてもらえる場合もあります。

相談者が通院している医療機関や認知症疾患医療センターにお問い合わせください。
(P.58参照)

② ▶ ハローワーク（公共職業安定所）

就職を希望する人の求職登録を行い、状態や適性、希望職種に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導をします。

- 各種支援サービス活用
- 求人の確保
- 関係機関との連携 等

③ ▶ 障害者職業センター

障害者の雇用促進と職業の安定を図るために、障害者や事業主に対し、ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携し、就労のための相談からアフターケアまで一連の支援を行なっており、各都道府県に1か所設置されています。

雇用促進支援・雇用継続支援

- 1 職業相談・職業評価
- 2 職業準備支援
- 3 ジョブコーチによる支援

ジョブコーチ

職場適応援助者とも言われ、障害者が職場に適応できるよう、職場に出向いて障害者及び事業主に対して雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行います。

④ ▶ 障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

5 介護保険

認知症の場合、40歳以上であれば、特定疾病として介護保険が利用できます。ただし、外傷性認知症やアルコール性認知症など、老化によらない原因疾患の場合は適用されないことがあります。



申請からサービスを利用するまでの流れ

介護保険は、どの程度サービスが必要かを市町村が認定し、必要度が高い人ほどたくさんのサービスを利用できる仕組みです。

①

認定申請



▶ご本人またはご家族（地域包括支援センターなどによる代行も可能）が、住民票のある市町村の担当窓口に要介護（要支援）認定の申請をします。

②

訪問調査・
主治医意見書

▶認定調査員が家庭を訪問して、ご本人の自立の度合いや心身の状態などを調査します。

また、市町村は医師に、心身の障害の原因である病気などに関して、意見書の記入を依頼します。

③

審査・判定



▶保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会の審査を経て、要介護度（介護の必要性に応じた区分）が認定されます。

④

通知



▶申請から原則として30日以内に、認定結果がご本人に通知されます。要支援1～2、要介護1～5と認定された人がサービスを利用できます。

⑤

サービス計画
(ケアプラン)
の作成

▶ご本人やそのご家族は、ご本人の心身の状況や生活環境に応じて、サービスの種類や内容を相談し、ケアプランを決めます。要介護の場合は介護支援専門員（ケアマネジャー）に、要支援の場合は地域包括支援センターに作成を依頼できます。

⑥

サービスの
利用開始

▶ケアプランに基づいて、自宅や施設でサービスを利用します。なお、原則として利用者負担額は所得等に応じて費用の1割または2割です。要介護の認定は一定期間ごとに見直されます。また期間の途中でも、心身の状況が変化した場合は、認定の変更を申請できます。

6 生活に困った場合

①▶日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）

認知症や障害者等のうち、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送れるように、契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

サービス内容

- ① 福祉サービス等の情報提供・助言及び利用等の手続きや利用料等の支払い手続き
- ② 日常的金銭管理サービス
- ③ 書類等の預かりサービス（保管できる書類）

申請窓口

- 各市町村の社会福祉協議会（P.57参照）

② ▶ 生活保護制度

生活に困窮している人に、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

要件

- ① 世帯全体が、持っている資産や能力を活用しても、なお生活が困窮している。
- ② 親族から援助を受けることができる場合は、そちらが優先される。

扶助内容

- ① 生活 ② 住宅 ③ 教育 ④ 介護 ⑤ 医療
- ⑥ 出産 ⑦ 生業 ⑧ 葬祭

窓口

市町村の生活保護担当課（P.54参照）

7 成年後見制度

認知症など、判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支援する制度です。財産管理や契約等の支援をします。本人の判断能力の程度により、下記の3つに分類されます（法定後見人）。

- ①**後見**…本人の判断能力がまったくない場合
- ②**保佐**…判断能力が著しく不十分の場合
- ③**補助**…判断能力が不十分の場合

相談窓口：地域包括支援センター、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会、司法書士会、家庭裁判所など

成年後見人の仕事

本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、介護サービスなど必要な契約を結び、本人を保護・支援します。最も適任と考えられる人を家庭裁判所が選び、後見人は行ったことを家庭裁判所に報告します。

「法定後見制度」とは別に、将来判断力が不十分になった場合に備えて指定しておく制度が「任意後見制度」です。



成年後見制度の手続き

1 ▶「法定後見人」申し立て窓口は、お住まいの地区の家庭裁判所です。



2 ▶「申立書」に加えて、戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、医師の診断書等の書類が必要です。



3 ▶申し立てから審判までは約4か月くらいかかり、費用は戸籍謄本発行手数料収入印紙代など(15,000円)と鑑定が必要な場合は、鑑定料(5~10万円)がかかります。

「任意後見人」は、委任契約による「公正証書」の作成費用（15,000円くらい）と、任意後見監督人への報酬が必要です。